

法人事業税の分割基準の取扱いについて

法人事業税の分割基準は、業種によって異なります。（下表参照）

分割基準のうち、従業者数と事務所数の算定方法等については、次ページ以降に記載しています。

<法人事業税・県民税の分割基準について>

区 分		分 割 基 準		
法 人 事 業 税	製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)		
	電 気 供 給 業	平成29年3月30日以前に終了する事業年度	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価格 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価格	
		平成29年3月31日以後に終了する事業年度	発電事業・特定卸供給事業※	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価格 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価格
			送配電事業	課税標準の3/4：事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する電線の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価格
			小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価格		
	鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数		
	非製造業 (上記以外の業種)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数		
法人県民税（全業種）		従業者数		

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

【参 考】

平成17年3月31日以前に開始する事業年度については、下記のとおり取扱いますので、ご注意願います。

- 資本金又は出資金が1億円以上の法人
本社管理部門の従業者数を1/2にします。
- 主たる事業が非製造業の法人
分割基準は従業者数のみを用います。

1 分割基準の計算

(1) 事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の数・・・ **非製造業**

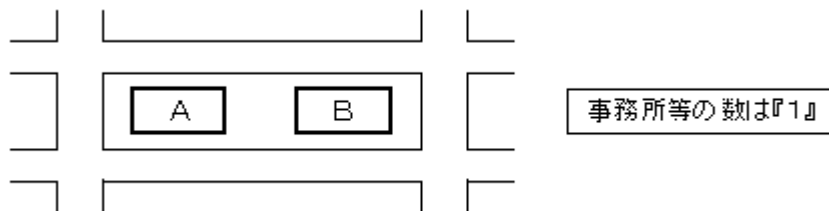
原則として、事業年度に属する各月の末日現在における数値(*)を合計した数値

(*)当該事業年度中に月の末日が到来しない場合は、当該事業年度終了の日現在における数値

- ① 同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物については、一つの事務所等として取扱います。
- ② 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合は、原則としてそれぞれを一つの事務所等として取扱いますが、経理・帳簿等が同一で分離できない場合や同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合は、同一の構内・区画とみなして一つの事務所等として取扱います。
- ③ 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合、当該建物の所在するそれぞれの道府県において、一つの事務所等として取扱います。

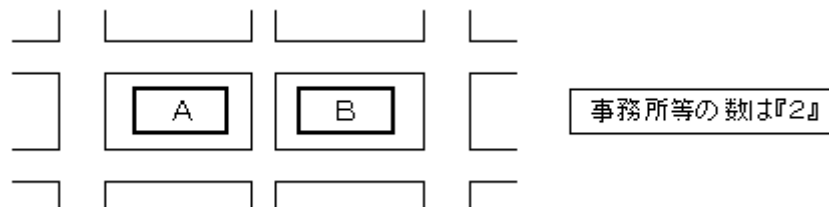
(参考：事務所等の数の数え方について)

- ① 原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下「建物」といいます。）については、一つの事務所等として取扱います。



原則：同一構内・区画 → 一の事務所等

- ② 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取扱います。



原則：近接した構内・区画 → 構内・区画ごとに一の事務所等

【留意点】

2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合は、同一の構内・区画とみなして一つの事務所等として取扱います。

※ 事務所等の数の数え方をまとめると次の表のとおりとなります。

区分	原則	例外
同一構内	一の事務所等	経済活動・事業活動が独立 ⇒ 店舗等ごとに一の事務所等(*)
近接した構内・区画	構内・区画ごとに一の事務所等	経済活動・事業活動が一体 ⇒ 一の事務所等

(*) 一構の建物の中で複数の店舗等が独立している場合は、その店舗ごとに一の事務所等となります。

(2) 事務所等の従業者の数・・・ **共通（製造業・非製造業）**

原則として、事業年度終了の日現在の従業者の数

※1 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等によりあん分した数（その数に一人に満たない端数が生じたときは、これを一人とします。）

※2 ただし、次の事務所等に該当する場合は、別途計算式（第10号様式記載の手引き参照）があります。

- ・ 事業年度の中で新設、廃止された事務所等
- ・ 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事務所等

(3) 資本金が1億円以上の工場の従業者数・・・ **製造業**

$$\text{上記(2)の従業者数のうち工場の従業者数} \\ + (\text{上記(2)の従業者のうち工場の従業者数 (奇数の場合は1を加える)}) \times 1/2$$

2 計算上の注意点

(1) 従業者について

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与（退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与を除き、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもの）の支払いを受けるべき者をいいます。

なお、出向又は労働者派遣がある場合には、出向先又は派遣先の従業者数に含まれます。

(2) 事務所等について

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。（専ら従業者の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供される宿泊所、従業員詰所、監視所等は含みません。）

(3) 主たる事業（製造業又は非製造業）の判定について

① 製造業又は非製造業の判定について

製造業又は非製造業のいずれに該当するかの判定は、主たる事業によって判定し、製造業とは日本標準産業分類（総務省）による「F-製造業」並びに「Q-サービス業」のうち「861自動車整備業」、「871機械修理業」及び「872電気機械器具修理業」の範囲に属するものをいい、非製造業とは製造業以外の事業をいいます。

② 主たる事業の判定について

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。ただし、これによりがたい場合は、従業員の配置、施設の状態等により総合的に判断することとされています。

(4) 資本金1億円以上の主たる事業が製造業の法人の工場について

① 工場について

製造業を行う法人の工場とは、その法人が行う主たる事業が地方税法に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいいます。(地方税法施行規則第6条の2第5項)

② 従業員について

工場の従業員には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれます。

③ 判定時期について

資本金が1億円以上の法人であるかどうか、工場である事務所等に該当するかどうかの判定は、その事業年度終了の日現在の現況によります。

(5) 解散した法人の清算所得について、解散の日を含む事業年度開始日が17年3月31日以前の場合は、従前の分割基準を用いて計算します。

《例1》甲株式会社（**製造業**：資本金1億円以上）

A県に本社、B県に工場、C県に営業所を有する場合

- 1 事業年度 平成28年6月1日～平成29年5月31日
- 2 資本金 100,000,000 円
- 3 各月末の従業員数（下記表のとおり）

【従業員数】

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A県 本社	300	300	300	300	320	320	320	320	320	320	320	321
B県 工場	300	300	200	290	350	360	360	360	360	360	300	301
C県 営業所	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

事業税分割基準

A県 321人

B県 $301人 + \frac{(301+1)人}{2}$: 奇数の場合 . . . 資本金1億円以上の法人の工場のため = 452人

C県 30人

なお、主たる事業が製造業であるため、事務所数による分割は必要ありません。

※ 法人県民税の分割基準は、次のとおりです。

A県 = 321人、B県 = 301人、C県 = 30人

《例2》乙株式会社（**非製造業**・非外形標準課税対象）

A県に本社、B県に営業所、C県・D県にまたがる区域に営業所を有する場合

- 1 事業年度 平成28年6月1日～平成29年5月31日
- 2 資本金 10,000,000 円（3府県以上に事務所等を有する資本金 1,000 万円以上の法人・・・軽減税率不適用）
- 3 所得 12,345,678 円
- 4 各月末の従業者数及び事務所等数（下記表のとおり）

※ C県・D県にまたがる営業所のそれぞれの延床面積（C県営業所：100㎡、D県営業所：20㎡）

（分割基準について）

【従業者数】

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A県本社	150	150	150	150	160	160	160	160	160	160	160	161
B県営業所	9/15 開設			120	120	100	100	100	100	100	95	95
C・D県営業所	15	15	15	20	20	20	20	20	30	30	35	35

A県 161 人

B県 事業年度末日従業者数 × $\frac{\text{事務所等を有していた月数（1月未満切り上げ）}}{\text{当該事業年度月数（1月未満切り上げ）}}$

$$= 95 \times 9/12 = 71.25 \div \text{72 人}$$

1人に満たない端数は切り上げ

C県・D県

① 著しい変動がある場合の従業者の算定

$$\frac{\text{当該事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{当該事業年度月数（1月未満切り上げ）}} = 275/12 = 22.91 \dots \div \text{23 人}$$

② 延床面積であん分

C県：23 人 × 100/120 = 19.16... ÷ 20 人

D県：23 人 × 20/120 = 3.83... ÷ 4 人

【事務所等数】

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
A県本社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B県営業所	9/15 開設			1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
C県営業所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
D県営業所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

A県・・・12

B県・・・9

C県・・・12

D県・・・12

（課税標準の分割について【A県分】を算定）

課税標準である所得のうち、1/2を従業者数で、1/2を事務所等数で分割します。

所得：12,345,678 円 ⇒ 12,345,000 円

⇒ 課税標準（1/2）：6,172,500 円 ⇒ 6,172,000 円

1,000 円未満切り捨て

○ 従業者数による分割

6,172,000 ÷ 257（総数） = 24,015.5642 （総数が 3 桁のため、小数点以下 4 桁以下を切り捨て）

24,015.564 × 161（A県分） = 3,866,505.804 ÷ 3,866,000 円・・・(a)

○ 事務所等数による分割

6,172,000 ÷ 45（総数） = 137,155.555 （総数が 2 桁のため、小数点以下 3 桁以下を切り捨て）

137,155.55 × 12（A県分） = 1,645,866.6 ÷ 1,645,000 円・・・(b)

1,000 円未満切り捨て

◎ 事業税額 = 5,511,000（a）+（b） × 税率 で算出します。

<分割基準に係るQ&A>

Q1：法人事業税の分割基準の算定に使用する事務所等（事務所又は事業所）の定義を教えてください。

A1：事務所等の定義については、取扱通知（県）第1章・6に規定されており、事務所等の認定にあたっては、次の3点の要件を具備していることが必要となります。

(1) 事業の必要から設けられたものであること

事業活動を営むためのもので、本来の事業活動のみならず、附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものはこれに含まれます。

(2) 人的、物的設備を有するものであること

人的設備とは、事業に対して労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいいます。なお、物的設備を有する場所に常時勤務することを必要としません。

物的設備は当該法人の所有するものであるか否かにかかわらず、事業の目的のために供されるものであれば足りません。

(3) 継続して事業が行われる場所であること

その場所において行われる事業活動がある程度の継続性を有するものでなければなりません。「ある程度の継続性」とは通常3ヶ月以上とされています。

Q2：法人事業税の分割基準の算定に使用する事務所等の定義と、法人県民税均等割の納税義務の有無を決定する事務所等の定義について、何か違いはあるのですか。

A2：違いはありません。

Q3：製造業と非製造業をあわせて行う場合の取扱いはどのようになりますか。

A3：製造業と非製造業をあわせて行う場合は、このうち主たる事業について定められた分割基準を適用します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業としますが、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断することになります。

Q4：主たる事業は非製造業ですが、工場があり、資本金が1億円以上の場合、工場の従業者数を1.5倍にしますか。

A4：この様な計算を行うのは、資本金（又は出資金）が1億円以上で、主たる事業が製造業を行う法人の場合です。

主たる事業が非製造業であれば、この様な計算は行いません。

Q5：事業年度の中途に合併し、主たる事業が変わりました。この場合、主たる事業の判定はどのようになりますか。

A5：事業年度終了の日現在の現況により、判定します。

Q6：パンを製造して販売（小売り）しています。製造業に該当しますか。

A6：製造小売の場合は小売業に該当し、製造業には該当しません。

Q7：同一市区町村内の別の場所に支店と営業所があります。

この場合、市区町村の範囲をもって一の事務所として扱うのでしょうか。

A7：それぞれ一の事務所として扱います。従ってこの場合は2つの事務所になります。

Q8：分割基準の誤りにより、既に申告・納付した分割課税標準額及び税額が変更となった場合には、関係都道府県に対し、どのような手続きがとれますか。

A8：申告・納付した分割課税標準額及び税額が過大となった場合は、「更正の請求書」により更正の請求をすることができます。

この場合、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し、「分割基準の修正に関する届出書」により届け出を行う必要があります。その届け出があったことを証する文書を「更正の請求書」に添付して、過大となった都道府県へ更正の請求の手続きを行います。

申告・納付した分割課税標準額及び税額に不足額がある場合は、過少となった都道府県へ速やかに修正申告書を提出するとともに、その不足税額及び延滞金を納付する必要があります。

Q9：課税標準の総額を2分の1にした金額の端数処理はどうなりますか。

A9：2分の1にした金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

Q10：当社は電気機械器具製造業を営んでおり、兵庫県内に工場を有しています（本店は兵庫県外にあります）。兵庫県内の工場には、当社の正規職員のほか、派遣会社から派遣された者も職務に従事しています。派遣労働者の給料は派遣会社が直接支払っています。

このとき、分割基準の算定に用いる当社の従業者数には、派遣労働者を含める必要がありますか。

A10：分割基準となる従業者数には、正社員やアルバイトなどの直接雇用者だけでなく、下記のとおり、派遣労働者も含める必要があります。

<参考：取扱通知（県）事業税9の1(2)ウ>

事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事務所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者は、当該勤務すべき事務所等の従業者として取り扱うものとする。

Q11：当社（A学園株式会社：事業年度月数 12 月）は学習塾を経営しており、大阪府豊中市に分校を置いています。さらに、兵庫県尼崎市にオフィスビルの 1 室を賃借して通年教室として使用しています。

このとき、尼崎教室は、当社の事務所等に該当するのでしょうか。該当するとすれば、法人事業税の分割基準となる従業者の数や事務所等の数は、どのように算定すればよいのでしょうか。

本部本校 校長を含む職員 5 人と講師 10 人

豊中分校 職員 2 人と講師 6 人

尼崎教室 職員と講師は、常駐していないが、本部本校の講師 10 人のうちの誰か 1 人がローテーションで教室に行き授業及び施設管理を行っている。なお、講師の給与は勤務する本校から支払われている。

A11：尼崎教室は、A学園株式会社の事務所等に該当します。

また、従業者の数は「0人」、事務所等の数は「12所」となります。

尼崎教室は、A学園株式会社の事業のために設けられた施設であり、本部本校の講師が継続して授業を行っていることから、事業の必要性、物的設備及び継続性については問題がありません。

人的設備については、特定の人物が常時勤務していなくても誰かが勤務していれば足りるため、ローテーション勤務であっても講師が誰か 1 人は尼崎教室にいることから、当該教室の人的設備に該当します。

これらのことから、尼崎教室は、事務所等に該当することとなります。

また、学習塾を営む法人であることから、法人事業税の分割基準については、従業者の数と事務所等の数となり、尼崎教室については、本部本校の講師がローテーションで教室に行き授業を行っていることから、分割基準である従業者数は、2以上の事務所等に兼務すべき者は、主として勤務すべき事務所等（主として勤務すべき事務所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けべき事務所等）の従業者となるため、従業者の数は0人、事務所等の数は12所となります。

Q12：同一の建物（ビル）内に本社及び支店がある場合は、法人事業税の分割基準となる事務所等の数をどのように算定しますか。

中央区ビル

5階	兵庫（株）本社	
4階		
3階		
2階		
1階	兵庫（株）支店	

A12：同一建物内に本社及び支店がある場合における法人事業税の分割基準となる事務所等は、原則として一の事務所等として取り扱うこととなります。

ただし、当該事務所がそれぞれ独立して機能している場合には、それぞれを分割基準の対象となる事務所として取り扱います。

この「独立して機能している場合」とは、次により判断することとなります。

(1) 組織図等で別機関として独立しているかどうか。

(2) 経理・帳簿等が個々に調製されているかどうか。

Q13：当社（Aフーズ株式会社）は、食料品販売業を営む、東京都を本店とする法人です。

過日、兵庫県内のテナントビルの一室を借り、当社の支店としましたが、当社系列のB食品株式会社の従業員が販売を行うなど、次のとおりの形態をとっており、当社の従業員が1人も従事していないことから、当該支店は当社の事務所等に該当しないものと考えますが、いかがでしょうか。

- B食品株式会社の従業員は、Aフーズ株式会社の指揮監督を受けている。
- 商品の納品は、すべてAフーズ株式会社が行っている。
- 商号、商標は、Aフーズ株式会社の名称を用いている。
- 顧客との販売契約は、Aフーズ株式会社の名称で行っている。
- 販売の売上は、Aフーズ株式会社に帰属している。
- 売上の都度、Aフーズ株式会社はその一定割合をB食品株式会社に支払っている。

A13：兵庫県の支店は、Aフーズ株式会社の事務所等に該当します。

この事例の場合、テナントビルの一室を支店としていることから、物的設備、事業の継続性については、要件を充たしています。また、事業の必要性及び人的設備についても、次のとおり要件を満たしているものと判断します。

(1) 事業の必要性について

Aフーズ株式会社の販売業務を行っており、Aフーズ株式会社の契約、納品等を行っていることから、Aフーズ株式会社の事業の必要から設けられたものといえます。

(2) 人的設備について

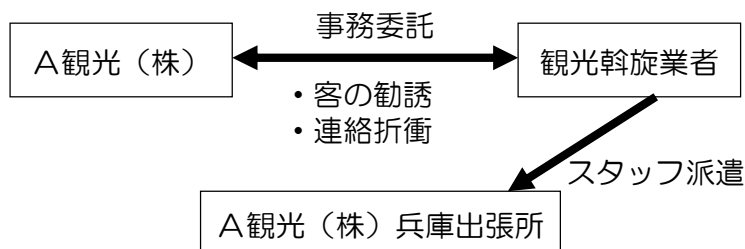
従業員は、B食品株式会社の社員としての身分はありますが、従事している業務はAフーズ株式会社の業務であり、Aフーズ株式会社の指揮・監督下において業務に従事していることなどを勘案すると、Aフーズ株式会社の人的設備に該当するといえます。

Q14：当社（A観光株式会社）は、大阪府を本店とする、観光旅館業を営む観光業者です。

過日、兵庫県内のテナントビルの一室を借り、当社の出張所としましたが、実際には当社の従業員は駐在しておらず、兵庫県の観光斡旋業者にお客様の勧誘などの事務を委託しています。また、その他の事実の概要は次のとおりです。

このとき、当社の従業員が1人も従事していないことから、当該出張所は当社の事務所等に該当しないものと考えますが、いかがでしょうか。

- 商号などは、A観光株式会社の名称を用いている。
- 観光斡旋業者の従業員は、A観光株式会社に関する事業にのみ従事している。
- 観光斡旋業者の従業員は、A観光株式会社の指揮監督を受けていない。
- 観光斡旋業者に対する報酬は、お客様の勧誘数等に応じて支給している。



A14：お見込みのとおりです。兵庫出張所は、A観光株式会社の事務所等に該当しません。委託を受けた兵庫県の観光斡旋業者の事務所等になります。

第10号様式（課税標準の分割基準に関する明細書）記載例（非製造業の場合）

※ 当該様式を使用せず、法人独自で作成した様式を添付いただいても構いません。

適用する事業税の分割基準		① 従業者数 2. 固定資産の価額				③ 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数		道府県民税				
事務所又は事業所		事業税				計 付 加 資本等 収入		分割 分割				
名称及び所在地		分割基準				課税標準額		課税標準額				
		年400万円以下の	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円	年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額若しくは清算所得金額	清算所得金額	計	付	加	資本等	収入	分割	分割
※ 計算基礎となる課税標準額 【⑨～⑯の1/2(1,000円未満切り捨て)】 を従業者数、事務所等数のそれぞれで分割した後、合算します。 (例) 所得が50,000,000の場合 ⑨欄: 4,000,000 × 1/2 = 2,000,000 を従業者数、事務所等数それぞれで分割します。						例) 所得: 50,000,000 (事業年度月数: 12) 法人税額: 10,000,000 【従業者数】(A県) ⑩欄: ⑨欄(4,000,000) × 1/2 = 2,000,000 2,000,000 ÷ 170 (従業者総数) = 11,764.705 11,764.705 × 120 = 1,411,764.6 = 1,411,000 ⑪欄: ⑩欄と同様 ⑫欄: ⑪欄(42,000,000 = 50,000,000 - 8,000,000) × 1/2 = 21,000,000 21,000,000 ÷ 170 = 123,529.411 123,529.411 × 120 = 14,823,000 【事務所等数】 従業者数と同様の計算						
A県 x市 従業者数	100											
本社	12											
A県 y町 従業者数	20											
〇〇事務所	6											
A県 従業者数	120	1,411,000	1,411,000	14,823,000	17,645,000							
事務所等数	18	1,199,000	1,199,000	12,600,000	14,998,000							
A県小計		2,610,000	2,610,000	27,423,000	32,643,000							
B県 z市 従業者数	50	588,000	588,000	6,176,000	7,352,000							
△△支店	12	799,000	799,000	8,400,000	9,998,000							
B県小計		1,387,000	1,387,000	14,576,000	17,350,000							
合計 従業者数	170	1,999,000	1,999,000	20,999,000	24,997,000							
事務所等数	30	1,998,000	1,998,000	21,000,000	24,996,000							
合計		3,997,000	3,997,000	41,999,000	49,993,000							
						外形対象法人の場合 当該欄も同様に 分割し、各割の 課税標準を算定する						
						県民税は『従業者数』で分割						

(他の記載例)

【従業者数】		人数				
A県 x市 本社		100				
y町 〇〇事務所		20				
A県小計		120	1,411,000	1,411,000	14,823,000	17,645,000
B県 z市 △△支店		50	588,000	588,000	6,176,000	7,352,000
【事務所等数】	事務所等数					
A県 x市 本社		12				
y町 〇〇事務所		6				
A県小計		18	1,199,000	1,199,000	12,600,000	14,998,000
B県 z市 △△支店		12	799,000	799,000	8,400,000	9,998,000

左表のように、
【従業者数】、【事務所等数】ごとに
記載していただいても構いません。